

産休病休代替職員費補助金実施要綱

(目的)

第1条 県は、児童福祉施設等における職員の健康の保全を図り、かつ、施設の児童等の保護の正常な実施を確保するため、予算の定めるところにより児童福祉施設等(市町が設置する施設及び中核市に所在する児童福祉施設等(県が措置する児童福祉施設を除く。))を除く。)に対し、産休病休代替職員費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。)、こども政策局関係補助金等交付要綱の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「児童福祉施設等の職員」とは、別表1の「対象施設」欄に掲げる施設に常勤の職員として勤務する「対象職種」欄に掲げる職員のうち、児童福祉施設等の措置費に算入されている等国庫補助対象職員、養護老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設を除く)職員、軽費老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設を除く)職員及び保育所(認定こども園を除く)職員をいう。
- (2) 「産休病休職員」とは、前号の職員のうち出産することとなる者又は疾病若しくは負傷のため31日以上の療養を必要とする者で、休業期間中当該児童福祉施設等の就業規則若しくは労働契約の定めるところにより労働基準法(昭和22年法律第49号)第11条に規定する賃金の全額の支給を受ける者をいう。
- (3) 「産休病休代替職員」とは、産休等職員の勤務を臨時に行う者をいう。

(補助対象経費及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、産休病休代替職員の任用に要する経費とし、その補助額は、基準賃金と実支出賃金とを比較していずれか低い額に補助対象期間内における実任用日数及び補助率を乗じて得た額とする。

- 2 前項に規定する基準賃金、補助対象期間及び補助率は別表1に定める。

(任用の承認申請等)

第4条 児童福祉施設等の長は、その職員が負傷並びに疾病により病休職員となり代替職員を任用しようとする時は、病休代替職員任用承認申請書(様式第1号)に医師の診断書を添えて、任用

する日の３日前までに知事に提出するものとする。

２ 前項の申請書を受理した時は、その内容を審査し、適正と認めたときは、病休代替職員任用承認書を当該施設の長に送付するものとする。

３ 児童福祉施設等の長は、その職員が出産のため産休職員となり代替職員を任用した時は、産休代替職員任用報告書（様式第２号）に医師の診断書（分娩予定日証明書等）を添えて、任用後１週間以内に知事に提出するものとする。

（交付申請書に添付すべき書類）

第５条 規則第４条の規定による交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとし、その提出期限は、事業の完了した年度の３月３１日までとする。

- （１）産休病休代替職員任用報告書（様式第３号）
- （２）産休職員の妊娠証明書及び出産証明書（出産予定日又は出産日が記載されたものに限る。）
- （３）産休職員が多胎妊娠である場合にあっては、多胎妊娠であることの証明書
- （４）代替者雇用状況等調書（様式第４号）
- （５）暴力団排除に係る誓約書（様式第５号）

（補助の条件）

第６条 規則第６条第１項の規定による条件は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、これを事業完了の翌年度から５年間保管しておかなければならないこととする。

（手続の省略等）

第７条 規則第２１条の規定により規則第１３条に係る手続きを省略し、規則第７条及び規則第１４条に係る手続きを併合するものとする。

（書類の経由）

第８条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、保育所にあつては当該保育所の所在地の市町長を経由しなければならない。

附 則 この要綱は、平成１８年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則 この要綱は、平成２０年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則 この要綱は、平成２４年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則 この要綱は、平成２７年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則 この要綱は、平成 2 8 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則 この要綱は、平成 2 9 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則 この要綱は、平成 3 1 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則 この要綱は、令和 2 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則 この要綱は、令和 3 年度の予算に係る補助金から適用する。

別表 1

基準賃金		日額 6 , 3 0 0 円
補助対象期間	産休	出産予定日以前 8 週間目に当たる日から産後 8 週間を経過するまでの期間。 多胎妊娠の場合は出産予定日以前 1 4 週間目に当たる日から産後 8 週間を経過するまでの期間。
	病休	疾病のため休む期間が 3 0 日を超える日から 6 0 日間。
補助率		県 1 / 2
対象施設		保育所（認定こども園を除く）・一時保護所・児童養護施設 ・障害児入所施設・乳児院・母子生活支援施設・児童発達支援センター ・児童心理治療施設・救護施設・更生施設・養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設を除く）・軽費老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設を除く）・身体障害者小規模通所授産施設・社会事業授産施設
対象職種		保育士・看護師・介護職員・支援員・保健師・寮母・児童生活支援員・児童自立支援専門員 ・指導員（児童指導員・生活指導員・職業指導員等） ・セラピスト（作業療法士・理学療法士等）・栄養士・調理員